

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 井上 明夫

1 日 時

令和6年9月17日（火） 午前 9時59分から
午前11時56分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

井上明夫、小川克己、御手洗吉生、宮成公一郎、若山雅敏、二ノ宮健治、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

後藤慎太郎、木田昇、守永信幸、吉村哲彦、猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 淵野勇 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第76号議案のうち本委員会関係部分及び第83号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第80号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 令和6年台風第10号の被害状況について、公社等外郭団体の経営状況報告等について及び大分県農業成長産業化推進本部の設置についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 県外所管事務調査の行程を確認した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 羽田野正洋

政策調査課調査広報班 主事 徳丸花帆

農林水産委員会次第

日時：令和6年9月17日（火）10：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

10：00～11：45

(1) 合議議案件の審査

第 80号議案 大分県長期総合計画の策定について
(付託委員会：総務企画委員会)

(2) 付託案件の審査

第 76号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）
(本委員会関係部分)

第 83号議案 大分県農林水産業振興計画の策定について

(3) 諸般の報告

- ①令和6年台風第10号の被害状況について
- ②大分県長期総合計画の実施状況について（施策評価関係）
- ③公社等外郭団体の経営状況報告等について
- ④大分県農業成長産業化推進本部の設置について
- ⑤令和6年度大分県農林水産祭の開催について
- ⑥令和6年度森フェスの開催について

(4) その他

3 協議事項

11：45～12：00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

井上委員長 ただいまから農林水産委員会を開きます。

本日は、委員外議員として後藤慎太郎議員、木田昇議員、守永信幸議員、吉村哲彦議員、猿渡久子議員に出席いただいています。

委員外議員の皆様申し上げます。委員外議員が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

まず審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

淵野農林水産部長 農林水産部長の淵野です。

井上委員長をはじめ委員の皆様におかれては、平素より大分県の農林水産業の振興に御理解と御協力をいただいております、誠にありがとうございます。

まず冒頭に、私から先日の台風第10号における農林水産業の被害状況について話します。取りまとめた9月13日時点では農林水産業全体の被害は2,900件、被害額は約46億円となっています。内訳は農業災害が約37億円、林業災害が約7億円、水産業災害が約2億円となっています。詳細は後ほど担当課長から御説明します。

いずれにしても今後、地元と力を合わせて早急な復旧・復興に努めていくので、委員の皆様におかれても今後とも御支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の御審査どうぞよろしくお願い申し上げます。

井上委員長 それでは、審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件及び総務企画委員会から合い議のあった議案1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合い議があった議案について審査を行います。第80号議案大分県長期総合計画の策定についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

木許農林水産企画課長 第80号議案大分県長期総合計画の策定について御説明します。資料2ページをお開きください。

初めに、策定までの経過等についてです。下段のスケジュールにあるとおり計画の策定にあたっては、県議会議員をはじめとして、策定県民会議、関係団体、高校生、市町村など多様な県民の声を聞きながら検討を進めてきました。委員の皆様におかれては、貴重な御意見をいただいたことに対し、改めて厚く御礼申し上げます。

令和6年第2回定例会の閉会日に素案の説明会を開催し、皆様から御意見をいただきました。その後のパブリックコメントや新しいおおいた共創会議での市町村長の御意見等も踏まえて、今回、議案を提出しました。説明会からの変更点等は、後ほど説明します。なおパブリックコメントは58名から103件の意見をいただきました。その多くは計画案の内容や計画を実行する上での個別、具体的な御意見でした。参考資料として意見一覧を添付しているので、時間のあるときに御確認いただければと存じます。

続いて、資料3ページを御覧ください。

計画案の全体概要です。上段は基本構想ですが、左側に想定を上回るスピードで進む人口減少をはじめとした、新計画が踏まえるべき時代の要請や潮流の変化を掲載しています。

真ん中には、これまでの成果の継承と新たなステージへの発展など計画策定にあたっての三つの基本的な考え方を整理しています。またこの計画は、10年計画として策定しています。

下段には基本計画の構成を記載しています。取り組む政策・施策を安心、元気、未来創造の3分野でまとめています。

まず安心の分野では、災害対策を最重要として、一番上に整理しています。この政策には、年初に発生した能登半島地震も踏まえた対策の強化など、新しい要素も盛り込んでいます。その下のこども・子育て支援や健康、障がい者支

援については、それぞれ日本一を引き続き目指していきます。

真ん中の元気の分野ですが、喫緊の課題である人手不足対策について、全庁的に対策を整理し取り組んでいきます。農林水産業では園芸・畜産の生産拡大や循環型林業の確立、環境変化に対応した水産業への転換などを通じて、農林水産業の成長産業化を目指します。観光では、多様なツーリズムやインバウンドの推進のほか、持続可能な観光地域づくりも推進していきたいと考えています。

最後に、未来創造の分野です。全ての県勢発展の基礎となる交通ネットワークをはじめとして、中九州横断道路などの高規格道路の整備促進やカーボンニュートラルの実現など、最先端の課題についてもしっかりと政策として位置付けています。また教育分野については、遠隔教育システムなど、新たに取組を始めたものをしっかりと位置付け、県内どの地域でも多様で質の高い教育を受けられる環境整備を進めていきます。以上が、計画案の全体概要です。

ここからは農林水産部所管の施策について、パブリックコメントの意見を踏まえ、前回説明会から変更した点を説明します。資料10ページをお開きください。

パブリックコメントにて早生樹を主体とした再造林を着実に実施することについて、コウヨウザンなど新しい樹種も早生樹に含まれるのであれば、記載を明確化してはどうかとの意見がありましたので、注釈を資料左側下の赤枠のとおり修正しています。

また、県内の森林から産出された原木を製材する地域材の利用を明確に打ち出してはどうかという意見に対しては、資料右側の赤枠のとおり、利用拡大を追加しています。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分について及び第83号議案大分県農林水産業振興計画の策定について、一括して執行部の説明を求めます。

木許農林水産企画課長 第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、農林水産部関係について御説明します。資料の11ページを御覧ください。

繰越明許費の限度額の設定です。これは主に公共事業について、適正工期の確保や施工時期の平準化などを目的に、繰越限度額の設定をお願いするものです。

対象事業は、表に記載のとおり第2款総務費1事業1千万円、第6款農林水産業費第2項畜産業費1事業5千万円、第3項農地費11事業10億7,700万円、第4項林業費7事業15億4,900万円、第5項水産業費5事業7億6千万円、合計25事業34億4,600万円です。

次に、第83号議案大分県農林水産業振興計画の策定について御説明します。資料12ページを御覧ください。

この計画は、大分県長期総合計画の農林水産部門計画の位置付けであり、本県農林水産行政の基本指針となります。今回、大分県長期総合計画の策定と歩調を合わせる形で本計画の議案も提出しています。この計画の素案については、第2回定例会の農林水産委員会でも報告しましたが、本日は現行計画と新計画の目標指標の比

較と計画の概要と県民意見の募集結果について御説明します。

まず、左下の計画の構成・指標を御覧ください。基本目標の達成に向けては、元気な担い手の育成・確保と元気な産地の拡大に重点的に取り組むとともに、今後拡大が見込めるマーケットである輸出や付加価値化にもチャレンジしていきます。

これらのチャレンジを基本施策で下支えするとともに、農林水産業の動向を客観的に評価するため、産出額と輸出・付加価値額を結果指標として設定しています。これらの指標について現行計画と新計画の比較について御説明します。資料の13ページを御覧ください。

資料左側、現行計画の目標指標は、産出額と付加価値額と交付金の合計である創出額としていましたが、本県独自の指標であるため他県との比較が難しいことや新計画での取組結果が分かりやすいように目標指標の見直しを行いました。

資料右側が新計画の結果指標の構成です。農業、林業、水産業の産出額は引き続き目標指標として使用します。また、今後拡大が見込まれる輸出は分かりやすいように個別の指標としています。

付加価値額については、木材加工の構成要素であった国の工業統計が廃止となったため、県が必要事項を調査し、これまでの額と比較できるようにしています。

交付金等については、面積等に応じて交付されるものであるため、今回の目標指標からは除外しています。なお目標指標ではないものの、農山・漁村が生み出すものであることから、引き続き公表することとしています。

資料12ページにお戻りください。

左上の計画策定までの経過については、これまで生産者からアンケートなどで広く意見を聞くとともに、生産者、団体、行政の関係者と策定委員会で検討を重ね、計画の素案を定めました。また、7月1日から31日までの1か月間にわたり県民意見の募集を実施したところです。

資料14ページを御覧ください。

県民意見を募集した結果、12名から25件の貴重な御意見をいただきました。意見の内容としては、目標指標に関する意見3件、取組に関する意見20件、応援1件、質問1件であり、具体的には経営体の所得増加の視点が大事だという意見や森林の持っている貯水などの機能を最大限発揮しつつ、災害に強い森林に導いてほしいなどの意見がありました。いただいた意見に対する県の考え方については、現在ホームページで公表しています。

これらの経過の中で多くの意見をいただき、作成した計画を議案として提出しています。県議会の議決をいただいた際には、農林漁業者をはじめ、団体、行政等の関係者と共有し、元気な農林水産業の実現に向けて取組を進めていきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

宮成委員 資料13ページの目標指標の比較について説明がありましたが、国の工業統計の廃止に伴い、創出額を少しアレンジしたのだと思います。県の調査から推計としていますが、新たに県の調査を事業者や市町村などに実施することを想定していると捉えてよろしいのでしょうか。

神鳥林産振興室長 木材加工の付加価値額、木材加工業者の利益で、県内で生産された木材を加工して産み出された価値にしています。新しい計画では、林産振興室でこれまでに調べている数値、製品価格や原木価格、乾燥材の生産量若しくは乾燥材の生産状況等から原材料価格を引いて数値を出しています。

手法としては、これまでの国の統計と同じなので、林産振興室で分かる数値で評価をしていきたいと考えています。

宮成委員 ありがとうございます。仮に事業者や市町村等に何がしかの調査を要請する場合は、やはりそういった根拠を明確にする必要があるし、それぞれ協力依頼が過度な負担にならないように十分配慮する必要があると思うので、その点についても心にとどめておいていただき

たいと思います。

二ノ宮委員 2点お聞きします。

大分県長期総合計画の中で、時代の要請や潮流の変化を確か六つぐらい挙げられていました。その中で、今議論している大分県農林水産業振興計画の中に、どういう具合に取り入れて、特にどういう点を注意しながら計画を作ったかを教えてください。

もう一つは、食料・農業・農村基本法の改正があったんですけど、その中で特に食料安全保障の確保が25年ぶりに大きく変わっています。そういうことが大分県農林水産業振興計画の中でなかなか見つからないんですが、どこにどう挙がっているんでしょうか。

木許農林水産企画課長 まず1点目の大分県長期総合計画と大分県農林水産業振興計画ですが、実はさきほどの説明でも申し上げましたが、大分県長期総合計画と全く歩調を合わせる形で、大分県農林水産業振興計画を定めています。

農業、林業、水産業とそれぞれ策定委員会を設けていますが、実際に大分県長期総合計画で出されたいろいろな課題や潮流を踏まえた上で、農林水産部の各策定委員会の委員の中に、大分県長期総合計画でも委員になっている方々がいます。長期総合計画で御意見を言う前に、そういった農業、林業、水産業それぞれ策定委員会の意見をまとめた上で、長期総合計画の策定に臨むようにしており、それぞれの意見を反映させるように計画を作ってきた経緯があります。

次の食料安全保障について、今回、食料・農業・農村基本法が改正されました。もう既に御存じかと思いますが、正に今、国は来年の春頃にはその指標を示そうとしています。

これは国の施策で、県としては基礎となる安定した生産基盤を確立することが大事なので、もう4年目になりますが、大分県農業総合戦略会議において定めた行動宣言とか、その辺を基に、まずは構造改革をしっかりと取り組んでいます。その上で個別の対応をしたいというところで、大分県農林水産業振興計画においても、個々の農業、林業、水産業とそれぞれ事情は異なりますが、それぞれの生産基盤を確立するた

め計画に内容を盛り込んでいます。実際に食料宣言ですね、大分県農林水産業振興計画の中では8ページに食料の安定生産、取組の強化という記述もあるし、さきほど言ったように、個別にも生産基盤の確立のための取組を設けている次第です。

二ノ宮委員 1点目は、私の質疑の仕方がちょっと悪かったかなと思います。

大分県長期総合計画の中で六つの背景とかがあったと思うんですけど、この前の第3回定例会の代表質問でも言ったんですが、人口減少とか温暖化の問題が、特に今回の農林水産業振興計画の中ではいろいろ影響が大きいのではないか、その辺をどういう具合にこの計画の中で織り込んだのかを聞きたかったんです。具体的な説明はもう時間がないのでいいと思うんですけど、少しいいですか。

木許農林水産企画課長 二ノ宮委員がおっしゃるように、時代の要請、潮流の変化は非常に大きなものがあります。特に最初に挙がっている、想定を上回るスピードで進むこの人口減少に非常に重きを置いて、今回の大分県長期総合計画を作成しています。

それは担い手の育成・確保ということで、いかにそれを産地や新規の経営者につなげていくか、拡大に向けた取組の指標を個別に設け、まずは担い手の育成・確保をしっかりとやっていく、そのための目標や指標を、個別にまたそれぞれ計画の中に記載しています。

淵野農林水産部長 ちょっと補足説明します。時代の要請、潮流の変化で一番大事なところが、やっぱり今後も加速度的に進む人口減少だろうと思います。私どもとしても、それに何とか対応していく、次世代に向けてつないでいくところで大事なのが、やはり個別の経営体、そして地域全体の生産性も上げていかなければなりません。農林水産企画課長からも説明しましたが、個別経営体の生産性向上で今、中核的経営体にいろんな資源や土地、スマート農業の技術などを集中させて経営拡大を図っていただく。そして、そうした方々が産地をつくっていくことで、いろんな地域の産地の生産拡大、もろもろのこ

とを進めていくとしています。

例えば、資料12ページで言うと、今私が申し上げたのが一番上にある計画のねらいですが、元気な担い手が元気な産地を形成して、そこに少しでも元気な担い手を呼び込んでいくサイクルをつくっていくことが大きな主眼であり、その下に農業、林業、水産業とありますが、最初に担い手育成サイクルの確立とか担い手の部分が中核的経営体の育成になっています。

それから2番目以降は、産地拡大を図っていく政策がそこに掲げている大きな構成になっているので、今後ともどうぞよろしく願います。

二ノ宮委員 ありがとうございます。さきほど言った食料安全保障の考えから見たときに、タイトルの中に、やっぱり日本の食料を守る、県民の食料を守るという何か大きなタイトルが出てくる時代ではないかと思ったわけです。中に入っているのは、よく分かります。

そのこととちょっと関連するんですが、部長にお聞きします。米不足が今言われていますが、日本の食料の中で、自給率が100%の米が今不足しているというニュースです。

その理由が、インバウンドの増加やおにぎりのブームなどで、特に大災害や大凶作があったわけではない中で、日本の主食である米が不足している。僕は今、農業をしているんやけど、考えられんのは、なぜこんな状況になったんだろうかと。国の政策がおかしいのではないかなと。さきほど言った食料安全保障にもつながると思うんですが、今回のことは大分県の農業も含めて部長としてどう考えますか。また言えば、米が不足していることについてできたら聞かせてください。

宮成委員 すみません。今の二ノ宮委員の質疑と重なるかもしれないんですが、関連であらかじめ伺います。今の県下の米不足、その流通の状況がもし分かれば伺いたいのと、生産者を預かる農政の立場として、米が足りないと、流通がうまく回っていない状況に関して、どのように捉えているかという大枠の話で、あわせて御答弁いただけるとうれしいです。

browse 農林水産部長 2名の委員から御質疑を受けました。米の流通等については、後ほど担当課長から説明します。

まず、二ノ宮委員の米のバランスの関係ですが、なかなか難しいところはあるんですが、大事なのは、やはり国全体のバランスをどう取っていくかだと思います。

基本、需給バランスで成り立つものですから国全体として見極めをしっかりとやっていきながら事を進めていかなくてはいけないと思います。大分県内には米農家がたくさんいるので、どういうふうに農業経営として成り立っていくのかを私どもも現場で真剣に考えながら、基本、大規模化やほかの方々との連携などを今後とも積極的に進めていきたいと思っています。

玉田水田畑地化・集落営農課長 現在の米の流通状況について、政府も発表していますが、民間在庫量が9月時点で156トンと例年よりかなり少ない状況です。

ただ、この156トンは平成23年が181トンで、平成24年が180トンで、需要に対する在庫率がありますが、これはいずれも22%で、今年度に限って逼迫した状況ではないと認識しています。現在、県内は早期米の出荷が終わり、あと早生品種、またこれから本格的に普通期米の稲刈りが始まります。この状態からすると現在、早期米の昨年度の実績収穫量が879トン、今年度が892トンで、昨年度を上回る収穫になっているので、先を見ると、今後も普通期米についても平年並みの状況なので、これから流通量は回復してくると思っています。

宮成委員 余り掘り下げてもなんですが、需給バランスが本当にプラスマイナスゼロで釣り合っているのがもちろん理想であると思うんです。今の米の価格などを消費者サイドから見たときには、流通が少し滞ってくると非常に困ると思うんですが、生産者側から見たら、その価格も含めて、そんなに都合よく、足りないからすぐにはやっぱり難しい面があると思うんです。

要するに、こういった事象があって、農家を含めた国民、農政が米の大切さを知る、ある意

味いい機会であったという捉え方も農政サイドとしてはしてもいいのではないかと個人的には思っています。コメントはあえて求めません。

若山委員 今年の米の流通等に関連してなんですけど、一般的に言えば今、米の値段が上がり、今年の収穫する米も若干いい値段というか、例年よりもここ2、3年上がってくると予想されています。農家にとっては、やっと一息つけたではなくて、今までの物価上昇や飼料、肥料の高騰などをあわせて、やっと見合った金額になったなという意見をよく聞くんですよ。

だから今年、米が足りない中で、米を中心とする農家は、こういう価格が今後も当たり前になってもらわないと困るんですよ。

需要と供給のバランス等々言いますが、やっぱり米の価格を維持し、守っていかなければ、いくらバランス等々と言っても、どんどん米を作る人がいなくなり、もう作れなくなる。そういった米の価格等々についての御意見や認識の部分をお伺いしたい。

玉田水田畑地化・集落営農課長 米の価格について確かに今、消費者から見て上がってきているところはあるんですけど、統計を長期的に見てみると、平成8年度など平成の前半とかの価格からはまだまだ追いついていない状況になっています。いつも出てきますが、需要と供給のバランス、量もそうですが、価格もやはり同じようなことが言えると思います。

それで今回、全国の各農協が概算金を出して、ちょっと上がっていますが、その中にはやはり生産コストの上昇も加味しながら、概算金を設定されていることも聞いています。

そういった価格設定をやっていきながら、非常に難しいんですけど、繰り返し需要と供給のバランスをしっかりと見ていきながら取り組んでいく必要があると思っています。

若山委員 米の価格については是非、農家経営が成り立つ状況をつくっていただきたいと思います。計画の話にちょっと戻るんですけど、いろんな部分で生産性や今後の経営状況云々をうたっているんですけど、それぞれの農林水産業を守る部分では分かるんですけど、農地、農村、漁

村、山村を守る部分はなかなか出てこないんですよ。つまり、地域を守ることにっては、いくら経営体がどんどんもうけたって、1、2人でもうける農家をつくったって、人間がいなくなるとその地域はやっていかれるんですよ。だからいつも言っているんですけど、兼業農家がやっていける体制も考えて、村を守る部分もいろいろ考えていただかなければならないなど。

水資源とか中山間地のいろんな交付金等々あるんですけど、その交付金があっても従事する人がいないと。専業農家だけでは農地の維持ができないんですよ。いろんな方が手伝って、水路の整備等々、私も手伝わんと当然地域がやっていかれないからやっているんです。農村、漁村、山村を守る視点も計画の中——農政だけではなくて、さきほど言いましたけど、兼業農家をつくるためには企業誘致も中山間地に必要ですし、総合的な施策の中で地域を守る部分もちょっと力点を置いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

安東審議監 やはり大分県は中山間地域が多いので、中山間地域を守る施策は非常に重要だと考えています。本委員会でも同様の話をしたところですが、やはり総合的な施策が必要だと考えており、1点目がそこに誰がしっかり農業をやっていただくのかで、やっぱり集落営農法人等々のしっかりした経営を整えていこうとまず考えているところです。

ただ集落営農法人と言っても、なかなか全てがしっかり稼げるものではないとなったら、やはりその統廃合とかも進めていく必要があるんじゃないかなと思っています。

2点目が、そうした水路などが集落営農法人等で全部守れるのかの問題があると思っています。延長が長い水路等については地域全域で守らなければならないとなると、やはり担い手だけではなくて、集落ぐるみで取組が必要で、我々としては多様な人材を活用し、今後農業資源を守っていく体制づくりを大分県長期総合計画の中に入れて進めていきたいと考えているのが2点目です。

3点目、中山間地域等々で行われている農業

については、大規模ではない部分も多い中、やはり地産地消の検証を進めている拠点となる直売所をしっかりと機能アップさせることによって、そこで消費する体制づくりもしっかり進めていきたいと考えています。

4点目が、さきほどから出ている農業資源である農地、水路、ため池について、豪雨等があるので、災害を未然に防ぐ強靱化、耐震化をしっかりと進めるとともに、もう1点が施設を効率よく使える形で進め、大区画などだけでなく中山間地も効率的なスマート農業を導入することによって、少ない人数でも農業ができる体制もできるのではないかと考えています。

こうした部分を大分県長期総合計画の中で、資料12ページの中ほどの一番下ですが、農地を活かし次世代につなぐ地域営農の推進の中に組み込みながら、中山間地、また担い手がなかなかいないところの農業振興を総合的に進めていきたいと考えています。

若山委員 人口減少の中で、全てが今までどおりにいかないのは当たり前のことだと思うんですが、スマート農業など行いながらだとしても、どうしても経営基盤が弱い個人農家や兼業農家は、そういった部分にも取り組めない。

その専門農家だけの補助金施策や交付金施策ではなくて、何度も言いますが、兼業農家等々も含めた営農集団などと思うんですが、十分に方策として考えていただきたいと思います。

御手洗委員 担当課にお伺いしますが、今、米の価格の話が出ていますが、正常な単価はいくらに見ているんですか。今の質疑、答弁を踏まえて、担当課としては正常な単価をいくらに思っているんですか。

玉田水田畑地化・集落営農課長 今の正常な価格は、やはり需要と供給でのバランスで決まってくるものですから、価格の観点ではなかなか難しいかなとは思いますが、ただ生産コストですと大体、今国でも目指していますが、条件のいいところで9万6千円程度の生産コストに抑えていくところで取り組んでいます。

御手洗委員 分かりにくいんですが、今の質疑を踏まえて私は聞きよるわけですから。

今、米が少なくなって単価が上がっている。県の担当課として、この単価をどのように見ているのか、これが正常なのか、まだ上がるのか、下がるのか。

玉田水田畑地化・集落営農課長 これは生産側からでいくと、今の単価はかなり実情と言いますか、再生産価格に近づいている価格かと思っています。

御手洗委員 よく聞いてください。米作農家の現状は、お米を作って飯が食えるのですよ。そういう状態が続いてきたわけです。それを踏まえて、今の単価が正常ならば、これで高止まりになるのか、県としてそれを下げようとしているのか。

玉田水田畑地化・集落営農課長 生産者の手取り、要するに所得の向上という観点から言いますと、価格は今現状以上に上がってほしいと思っています。

ただ一方で、さきほどもちょっと話が出ましたが、上がり過ぎると消費者の買い控えと言うか、他の食品に流れていくとかも出てくるので、そこは危惧されるところです。生産サイドの所得からするとできるだけ上がってほしいと思っています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

猿渡委員外議員 1点。全国に大分県が誇りたいけについてなんです、女性のおしゃべりの中で出てきたアイデアなんです、原木しいたけはすごく手がかかって、大分県のしいたけは質も良くておいしいのに、もっと消費していただける方法があるのではないかと。とてもおいしいしいたけの空揚げをいただいてそんな話になったんですが、コンビニでも売ってくれたらありがたいとか、味付けして揚げるだけにした状態で、冷凍でこういうものを売ってくれたらありがたいとか、そんな意見も出てきたんですね。

だから、この12ページの計画の農業のところに、多様な需要に応じた販売チャネルとかあ

るし、しいたけの生産拡大の問題も出ています。やはりせっかくのしいたけを若い人にもたくさん食べていただけるよう料理人とのコラボとか、コンビニとの提携とか、そういうことも今後は是非考えて消費拡大につなげていただけるとありがたいと思うんですが、何かそういうことに取り組んでいるのか、あれば教えてください。

神鳥林産振興室長 乾しいたけの消費拡大対策ですが、今年度やっているのは、大分駅など観光客が訪れる県内交通拠点でのPRであるとか、ホテル、旅館など宿泊施設のメニューフェア、料理教室の展開、あとはしいたけの料理コンクール、それは高校生を対象にして実施しています。そういったところで若い世代にも、しいたけに触れ合う機会を増やしていきたいと考えているところです。

御提案のあったコンビニとかはなかなかやっていますので、また今後検討していければと思っています。

後藤委員外議員 まず、大分県農林水産業振興計画を作るのに、アンケートのため600名の生産者を選んでいますが、当然、耕種農家や畜産などいろいろいるかもしれません。その内訳を教えてください。

あと個人的に、創出額で言っていた交付金は水田農家——特に中山間地の水田農家にとっては営業外収益も出ていたので残してもよかったのではないのかと思います。大分県独自だと言うものの、そこに中山間地の意味があると思うので、それはそれですぐ出せるようにしてもらった方が、今の中山間地の大分県の現状が分かるのではないかなと思ったので、どんな議論がされたのか、ちょっと気になる場所なんです。

それと昨年までよく言われていた粗放的な管理についても、資料を見るともうこの中にはないような感じがするんですが、粗放的な管理についての議論はどうなったのかなとちょっと気になったので、まずその3点だけ聞かせてください。

木許農林水産企画課長 では最初にアンケートの内訳について、農業が356人、林業が93人、水産業は123人です。内訳は、農業で言えば指導農業士、認定農業者、農業青年、女性、

農業法人などです。林業では林業の経営体、事業体、森林の所有者、苗木の生産者、森林組合、しいたけ生産者、原木の市場の関係者、木材加工業者などが挙げられています。水産業では漁業者、漁協職員、流通業者などが対象となっており、計600名となっています。

安東審議監 私から交付金について述べたいと思います。大きく二つ書いていますが、1点目が資料の13ページです。直接支払交付金について、日本型直接支払である多面的支払交付金と中山間地域等直接支払交付金、この二つの手法という形です。

もう一つが米政策交付金で、さきほど出た水田活用の直接交付金、いわゆる水活の話です。

最初に述べた日本型直接支払交付金についても、当然のことながら法的な施策なので、これは継続して実施してしっかり面積だとか金額等は追っていきたいと思っています。もう一つの水田活用の交付金、水活については一昨年、大幅な制度の見直しが行われました。畑地化に対する直接交付金について、5年以上水をためなければ認めないことも含め、大幅な施策の見直しが行われたこともあり、要するに制度的な部分と整合もあり、この部分を加えると次の施策との目標数値の取扱いが非常に難しいことから、今回はその部分を除いている状況です。

玉田水田畑地化・集落営農課長 粗放的な管理については、やはり中山間地域の農地を維持していくには非常に有効な手段と考えています。

新しい大分県農林水産業振興計画の中にも、4農地を活かし次世代につなぐ地域営農の推進の項目の中で主な取組として、中山間地域における農地の最適な土地利用に向けた粗放的な管理手法の導入を明記しています。

後藤委員外議員 さきほどの米の議論を聞いてちょっと話をしたいと思うんですが、そもそも平成の米騒動のときと令和の米騒動で明らかに違うのは、気候の問題もあったんですが、やっぱりそこは国とかが、よかったか悪かったか分かりませんが、WCS(稲発酵粗飼料)や飼料、加工米とかを作って、農家が思っている古米とか古古米とか、在庫が市場にどんどん出な

くなったので、米が高くなる現象が僕は当たり前かなと思っていましたね。

さきほど御手洗委員が言っていた1袋の金額でいけば、僕は前から言っていますけど、やっぱり1俵が3万円から3万5千円で、もっと言うと今、3万5千円から4万円ぐらいだったら、多分、米を作ってもいいと言う人が多いんじゃないかと思っています。

ただそれでも中山間地で米を作ると、人が減っているから当然作る人もいなくなると思います。この30年の農政をずっと見ていて思うのが、結局、北海道や北陸、東北、それから北関東東辺りの大規模水田米農家だけが米を市場に回せるようになるのは多分続くんだろうと思っているので、大分県、特に九州の米が市場に出回る量が絶対減ってくると僕は感じています。その辺、何か思うことがあれば、是非感想を聞かせていただきたいです。

玉田水田畑地化・集落営農課長 後藤議員がおっしゃるとおり、九州、また大分県では、やはり米どころと言われる北陸や東北とは規模が全然違うので、やはり出回っている総量もかなり実際違うことにはなります。

ただ、大分県の中山間地や圃場が小さいところであっても、おいしい米を追求すると、付加価値の高い米を生産することで、全国に流通を拡大させていく道はあるだろうと思っているので、そういった支援、取組をやっていきたいと考えています。

安東審議監 2点あると思っています。1点目は、さきほどから出ている価格のことだと思っています。さきほどから出ているように需給バランスが非常に大事ですが、もう一つ我々が注目しているのが、今、国が食料・農業・農村基本法の中で、合理的な価格の検討を行っています。まだ結論は出ていませんが、その状況を見て、さきほどの農産物価格、特に米、麦、大豆がどのような形で合理的な価格をセットして、誰がやるのか、それをもって今後の米の値段だとか、いろんな価格の考え方が大きく変わってくるんじゃないかなと。国も県も今の段階でどうこう言うわけではないですが、その状況は

つかみながら考えています。

2点目が農業の所得の中で、経費の削減がやっぱり大事なかなと思っています。特に中山間地域、さきほどから出ていますが、維持管理に相当時間と労力がかかってくる。草刈り一つ取っても大変なのは十分認識しています。

さきほどちょっとスマート農業のことを出しましたが、効率化を図ることによって、要するに経費を落とすことによって所得を増やすこともしっかり取り組んでいきたい。

水路で言えば、今までのオープン水路で泥上げしない形でパイプライン化するとか、こういった部分を一つ一つやることによって、経費の削減が農家所得の向上につながる取組も進めていければと考えているのが我々の施策と思っています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会関係部分について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第83号議案大分県農林水産業振興計画の策定について採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず、①の報告をお願いします

木許農林水産企画課長 令和6年台風第10号の被害状況を説明します。資料15ページをお

願います。

資料左側が市町村ごとの状況です。今回の台風では由布市、豊後高田市、国東市が特に甚大な被害を受けています。右側が農業、林業、水産業別の被害状況を示しています。9月13日時点で、右側の農業災害が2,576件で約37億3千万円、林業災害が299件で約7億円、水産災害が25件で約2億円です。農林水産業全体の被害としては2,900件、約46億3千万円の被害となっています。

分野ごとの被害の詳細について説明します。まず農業被害では、水稻の一部で浸水や圃場への土砂等の流入、風雨による倒伏等の被害が発生しました。

園芸品目では、豊後高田市等で白ねぎの倒伏被害があり、果樹においても中津市の梨や日出町のギンナン等で落果が発生しています。

畜産では、冠水や停電の影響により2件、約3万5千万羽のブロイラーに被害が発生しました。死亡した鶏は産業廃棄物としての処理が必要となることから、当該事業者に対し指導助言を行い、9月2日までに処理を完了しています。

生産施設であるハウスの損壊やビニールの破れ、農業用機械の水没等の被害が多数発生しています。関連施設として農地・農業用施設において特に多くの被害が集中しており、農地法面の崩壊やため池の一部損壊、水路や頭首工の流失などの被害が発生しました。被災したため池については強制排水等により、水位を下げ安全を確保しています。水路等の被災により通水不能となった箇所については、市町が仮設ポンプの設置を行うなど応急工事を実施し、営農用水の確保に努めています。

林業被害では、由布岳パーキングエリア上流部で発生した土石流により、市道及び高速道路に土砂が流入しましたが、県、市、NEXCO西日本がそれぞれ実施した応急工事により、9月9日に通行規制の全面解除に至っています。

水産被害では、養殖魚等の水産物への被害はありませんでしたが、漁港施設においては、県内各地で流木等の漂着ごみが発生しており、漁業関係者が陸揚げして対応したところです。ま

た香々地漁港で護岸の一部損壊が発生しましたが、復旧工事に向けた測量設計を進めているところであり、いずれも漁業活動への影響はありません。

これらの被害に対しては、農林漁業者の被害を最小限にできるように、今後の作物の生育回復に向けた施肥や防除、水管理等の指導を徹底するとともに、国の補助事業を活用した復旧工事等を進め、生産施設の復旧等については災害パッケージ事業を発動し早期の復旧・復興に努めていきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

二ノ宮委員 数字ではないんですが、今回の台風第10号で、私は由布市だけしか余り歩いていないんですけど、宮川がまた氾濫しました。県議会議員をしている10年間でもう3回目です。宮川だけではなくて、あの辺の農地も冠水など大変な被害を受けているんですが、特に感じたのが水路の被害ですね。私が知っているだけでも由布市の三つの大きな水路がやられています。それも人海戦術ではどうにもならないため作業道を造って、その作業道を造るのに1週間ぐらいかかりますが、ユンボとかが入れれば作業は簡単です。そういう中で、やっぱり今から水路の作業道の整備に対する助成とかが必要ではないかと感じたので、検討していただきたいと思います。

もう1点が木の伐採による被害です。今は開発でほとんど作業道を造りながら、大きな重機で木を切っており、その作業道が水路になっていることで大きな被害が出ているんですね。

それでこの間、佐伯市の森林組合に行ったとき、佐伯市の場合は皆伐するときに、業者に絶対そういう被害が起こらない作業道の造り方を指導し、徹底している説明を確か職員から受けたと思うんですが、それぞれの森林組合で、伐採して5年以内に植林する中で、森林組合の関わりがものすごく大きいので、皆伐をするときにそういう指導をしていないと、本当に伐採したところの下の大きな谷、川ではないんですが、

庄内町とかがものすごく多く被害が出ているように感じました。

それも是非林業として取り上げていただいて、次回こういうことがないように、何か対策をお願いしたいと思います。

小林農地・農村整備課長 1点目の作業道への支援です。一つは、災害復旧をこれから本復旧で行っていくときに、どうしても作業に必要な仮設道路を造っていくかと思います。その中で地権者の同意が必要ですが、その仮設道路をそのまま存置することも可能かと思えます。

また、県の単独事業で一般的な国の補助制度の対象にならない土地改良施設の維持管理だとか、手入れをするための補助制度があります。そういった中でも、その道路を作設するとか、支援が可能かと思うので、また必要に応じて関係市町と調整しながら、委員の御意見にあった作業道の支援に対しても検討したいと考えています。

中尾林務管理課長 さきほど皆伐地の関係で、作業道、いわゆる集材路みたいなものが起因となって崩壊等が発生しているのではないかと御指摘がありました。伐採と造林届出の制度がありますが、その中の市町村事務マニュアルの中には、伐採、集材に係るチェックリストによって、主伐時の集材路の作設において適切な排水処理を行うとか、あと人家、道路周辺での伐採木の落下防止策の実施とかを市町村が伐採届の提出者に事前に確認するように求めているところではあります。

県ではこれらの運用が適切にされるように、会議等を通じ、市町村や関係団体、事業者と指導、助言を行うとともに、今般の台風第10号被害でも、皆伐しての集材を起因とする可能性のある崩壊が発生したとのことなので、改めて周知を図ったところではあります。

また、県が実施している森林作業道の作設オペレーター研修等においても、耐久性の高い集材路の開設を目的とした指針を活用して指導するなど、適切な集材路が作設されるように、技術者の育成に努めています。

また、二ノ宮委員から御指摘があった皆伐後

の再造林をしっかりとやっていくことが山地災害の防止機能を適切に発揮する森林づくりになるとのことなので、皆伐後の再造林を推進し、災害に強い森づくりを進めていきたいと考えています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、②及び③の報告をお願いします。

木許農林水産企画課長 大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015の令和5年度の農林水産部関係の実績について御報告します。資料の16ページをお願いします。

こちらは、冊子でも配布している大分県長期総合計画の実施状況から、農林水産部関係のページをまとめたものになります。

農林水産部では、左上の政策名にある挑戦と努力が報われる農林水産業の実現を政策目標として掲げ、その下の政策を構成する施策の評価結果に記載している1構造改革の更なる加速から4元気で豊かな農山漁村づくりまでの四つの施策に取り組んでいます。

令和5年度の総合評価は、Aが二つ、Bが二つの結果になっています。以下、施策ごとの達成度と今後の施策展開について、順に御説明します。資料中段の達成度と今後の施策展開を御覧ください。

まず一つ目の施策、構造改革の更なる加速についてです。目標指標は、農林水産業による創出額となっており、令和4年度は園芸品目の生産拡大や畜産の増頭、養殖ブリの価格高騰等により、実績は2年連続のプラスとなり2,303億円、達成度は89.4%となりました。

今後の施策展開ですが、農業では短期集中県域支援品目を中心とした産地拡大など、引き続き総合的な対策を講じながら、農業の成長産業化を図っていきます。また林業では、循環型林業の推進に向けて、早生樹造林の推進や大径材の活用促進を図り、水産業では漁場環境整備・

拠点放流・資源管理強化を一体的に行うモデルの構築や新加工場の整備等を進めながら、県外量販店等と連携した販路拡大を推進し、生産・流通体制の両面から強化を図っていきます。

続いて二つ目の施策、マーケットインの商品（もの）づくりの加速です。目標指標の戦略品目の産出額は1,011億円となり、達成度は91.2%となりました。もう一つの目標指標、農林水産物輸出額は、社会経済の再活性化にあわせた積極的な販売促進や新たな販路開拓を進めたことにより、過去最高の48.2億円となりました。

今後の施策展開ですが、短期集中県域支援品目への重点支援に加え、伸び代がある果樹を中心とした園芸品目の生産拡大や肉用牛を中心とした畜産振興を進め、農業の成長産業化に取り組みます。また、うまみだけ、かぼす養殖魚などのブランド化を図り、輸出先国のニーズに応じた産地づくりやJETRO等と連携した新たな販路開拓など、輸出拡大に向けた戦略的な海外展開を進めていきます。

三つ目の施策、産地を牽引する担い手の確保・育成では、農林水産業への新規就業者数と中核的経営体数を目標指標としています。新規就業者数は、SNSでの情報発信や県内外での移住・就業合同相談会、さらには県独自の給付金制度や就業後のサポート体制整備などの充実により、実績値467人となり、達成度は98.5%となりました。中核的経営体数は、農業、林業では目標を下回りましたが、漁業は目標を達成しました。

今後の施策展開ですが、就業初期の技術研修から経営発展に向けたフォローアップまで一貫した支援体制を構築するとともに、就業初期の負担軽減など、円滑な経営開始等を支援するとともに、産地等を牽引する大規模な担い手や参入企業などの確保・育成に取り組んでいきます。

四つ目の施策、元気で豊かな農山漁村づくりです。二つの目標指標のうち、下段の有害鳥獣による農林水産業被害額では、防護柵の計画的な設置等を推進してきた結果、被害額は約1億4千万円となりました。

今後の施策展開ですが、引き続き世界農業遺産ブランドの活用や日本型直接支払制度の取組の拡大、さらにはシカの効率的な捕獲に向けた牧草地での囲い罫技術の確立による鳥獣被害の軽減等に取り組んでいきます。

なお資料の17ページ以降に、県全体の総合評価と目標指標の進捗状況の概要を付けており、また、委員会のSide Books（サイドブック）のフォルダには、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況の資料を格納しています。これは大分県長期総合計画の実施状況に記載している目標指標から総合戦略に関する部分を抜き出したものとなっており、後ほどあわせて御確認いただければと思います。

以上で、大分県長期総合計画の実施状況の報告を終わります。

続いて、農林水産部が所管する公社等外郭団体の経営状況等について御報告します。資料の19ページをお願いします。

農林水産部が所管する団体は、ページ左側の出資比率25%以上等の指定団体のうち、No.15公益社団法人大分県農業農村振興公社からNo.20公益社団法人大分県漁業公社までの6団体、そしてページ右側のその他の出資等団体が、No.11大分県農業信用基金協会からNo.13株式会社大分県畜産公社までの3団体、合計9団体です。それぞれの公社等外郭団体の経営状況等を順次、担当課長から御説明します。

玉田水田畑地化・集落営農課長 資料20ページを御覧ください。

公益社団法人大分県農業農村振興公社についてです。農業農村振興公社では農地中間管理事業などを行っています。項目4の5年度決算状況については、当期正味財産増減額が下線のとおり1億6,080万9千円の赤字となっており、主な内容は大規模リース団地整備支援対策事業において建設したハウス等の建物（資産）に係る減価償却費の計上によるものです。

大規模リース団地整備支援対策事業に係る収支について、別の資料で説明します。資料の2

1 ページを御覧ください。

まず1 収支の仕組みについて、令和3 年度の温室施設（事業費4, 1 3 4 万9 千円、補助率4 分の3、耐用年数1 4 年）を例に説明します。表中の①のとおり、公社が補助事業で取得した温室施設は会計処理上、その取得価格から補助金を控除する圧縮記帳が認められていないため、補助金を含む事業費全額を資産額4, 1 3 4 万9 千円として計上します。そして翌年度以降は、補助金を除いた公社の自己負担分をリース料として収益とする一方、初年度に計上された補助金を含む資産額に対し発生する減価償却費がリース料を上回ることから、表中の②のとおりリース期間中、毎年約2 2 0 万円の見かけ上の赤字が発生します。また、表中の③のとおり温室施設の建設費は、建設する初年度に得られる国等からの補助金と翌年度以降に得られるリース料収入により相殺され、償却期間終了に伴い入植者に無償譲渡する時点で収支は均衡します。このため、リース期間中に生じる減価償却費は、公社の会計処理の構造上発生する見かけ上の赤字であり、公社の経営に影響を与えるものではないと認識しています。そして2 収支の状況について、令和5 年度は平成2 1 年度以降に整備した2 0 団地について運営しており、その収支は表の黒色枠囲みのとおり、合計で1 億4, 5 7 0 万7 千円の見かけ上の赤字が生じています。農業農村振興公社では、農地中間管理やるるパーク等で堅実に実績を積み上げていますが、大規模リース団地整備支援対策事業についても、引き続き関係機関と連携し、事業量の確保に努めます。

次に、資料2 2 ページの左を御覧ください。

一般財団法人大分県主要農作物改善協会についてです。項目4 の5 年度決算状況は2 8 6 万9 千円の赤字となっています。本協会の会計処理では、協会運営の一般会計と種子の残量処理や事故等が発生した際に用いる積立金会計を合算しています。一般会計の収支は黒字となっていますが、積立金会計においては、一般会計の黒字を上回る赤字となっていることから、全体として赤字となっています。この積立金会計で

は毎年、一定量の種子の残存処理等が生じるものの、近年、大きな事故や保証等の対応がなく、緊急時に対応できるだけの積立金が確保されているため、令和5 年度から協会の定めに従って積立てを一部停止しているところであり、積立金収入が減少したことにより、赤字となっているものです。なお、この赤字分については積立金の取崩しによって賄っているため、協会の運営に影響するものではありません。

項目5 及び項目6 についてです。稲・麦・大豆の種子確保においては、種子の供給不足や過剰在庫が生じないように計画的採種に努める必要があります。特に新品種では、作付推進と連動した種子生産が重要です。

今後も大分県主要農作物種子制度基本要綱の趣旨に基づき、品種ごとの需要動向を勘案した計画的な種子生産を実施し、安定的な種子の供給を継続していきます。

次に、資料2 2 ページの右を御覧ください。

一般社団法人大分県農業会議についてです。項目4 の5 年度決算状況については1 3 6 万6 千円の赤字となっています。主な要因は事務所移転による家賃の増額や人件費の増加、旅費や事務経費の価格高騰によるものです。

項目5 及び項目6 についてですが、基本的に財産を保有しない団体であり、収入のほぼ全額が補助金、委託料、拠出金によって賄われているため財政的に厳しい面がありますが、今後は印刷代等の事務経費やオンライン会議による県外旅費の削減を図るなど予算の効果的な執行に努めるとともに、拠出金増額の検討も必要と考えます。

三股団体指導・金融課長 次に、資料2 3 ページの左を御覧ください。

大分県農業信用基金協会についてです。項目4 の5 年度決算状況は2, 9 5 2 万7 千円の黒字となっています。

項目5 及び項目6 についてです。安定した経営を継続するため、保証案件の期中管理の徹底を図り、代位弁済の減少に努めることが重要であり、融資機関等に対する研修会を通じて、債務保証制度の周知を図るとともに、保証案件の

事故を未然に防ぐため、償還に懸念のある農業者については早めに状況を把握し、経営改善計画を策定の上、計画の実現性を継続して精査するなど、融資機関・行政等とも連携した期中管理の強化を行っていきます。

宇留嶋園芸振興課長 次に、資料23ページの右を御覧ください。

公益社団法人大分県園芸振興基金協会についてです。項目4の5年度決算状況は2,930万6千円の赤字となっています。これは令和5年度の野菜価格安定事業において、大分市のニラ部会が収入保険制度に移行したことにより、農協、生産者への返戻金が多かったことが主な要因です。本事業は、あらかじめ生産者や関係団体、市町、県が拠出した資金を原資に、野菜の市場価格が基準を下回った際に交付金を支出したり、解約の際に返戻金を支出する制度設計となっています。このため単年度では正味財産の増減はありますが、長期的な収支は相殺されるため協会の経営には影響はありません。

次に、項目5及び項目6についてです。令和8年度以降、野菜価格安定事業と収入保険に同時加入ができなくなるため、今後、一部の生産者が収入保険へ移行することが想定されます。価格安定事業加入者が大幅に減少すると、事業の安定的な運営に影響が出るため、生産者に両制度の違いについて正確な情報提供を行うことで加入者を確保し、安定的な事業運営に努めていきます。

里畜産振興課長 資料24ページの左を御覧ください。

公益社団法人大分県畜産協会です。項目4の5年度決算状況は836万4千円の黒字となっています。

項目5及び項目6について、今後も支援団体として畜産農家を継続的に支援するため、自主財源の確保をはじめ、定年退職等を見据えた計画的な人材の確保及び育成並びに業務効率化を進め、安定的な経営となるよう努めていきます。

次に、資料24ページの右を御覧ください。

株式会社大分県畜産公社です。項目4の5年度決算状況は1,968万2千円の黒字となっ

ています。

項目5及び項目6についてですが、昨今の市場動向や生産コストの上昇にあわせた中長期経営改善計画の見直しを指示し、利益剰余金マイナス2億9,583万6千円の早期解消に向けた取組を進めていきます。

中尾林務管理課長 資料25ページの左を御覧ください。

公益財団法人森林（もり）ネットおおいたです。項目4の5年度決算状況は5,793万2千円の黒字となっています。

項目5及び項目6についてですが、中期経営計画に基づき、林業の担い手の確保・育成や機械化林業の推進に向け、引き続き効率的な事業実施ができるよう努めていきます。

大塚水産振興課長 資料25ページの右を御覧ください。

公益社団法人大分県漁業公社です。項目4の5年度決算状況は123万1千円の黒字となっています。

項目5及び項目6についてですが、生産能力を強化した新しい種苗生産施設が令和6年7月に竣工したことから、効率的な施設の運用に努め安定的な種苗生産を行っていきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

三浦委員 一つだけ教えてください。大分県長期総合計画などに出てくるんですが、早生樹について最初に出荷できるのはいつですか、今もう出荷しているんですか。育ち上がってお金になるのは何年後ですか。

長谷部森林整備室長 早生樹について、杉のエリートツリーも含めて早生樹と言っていますが、その杉の早生樹はもう既に挿し木で母樹があるので、県内でかなり生産しているところです。今後、挿し木をする採穂園を造っていかなくてはいけないので、これをどんどん広げていく形で今推進しているところです。

出荷については現在やっており、苗木を挿せば1年後には出荷できるため、穂木を取ればいいので、どんどん増やしていきたいと思って

います。

三浦委員 分かりました。もうかるんだよね。

長谷部森林整備室長 思い切りもうかってはいないんですが、どんどん人も増えてきているので結構いい話とは聞いています。

御手洗委員 九州内における本県の農業産出額について、最下位がずっと続いているんですが、この施策によって脱出できるんでしょうか。

安東審議監 さきほどの説明のとおり目標指標に産出額を入れてあります。それに基づいて園芸振興、畜産振興で林業の循環化などに取り組むことによって、あくまでも結果ですが、できるだけ九州の上位になるように取り組みたいと考えています。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

守永委員外議員 さきほど野菜の価格安定の関係で話があったわけですが、野菜の価格安定の掛金と収入保険の掛金で、いわゆる経営部門を相対的に見る、所得補償の掛金をかける方が全体の所得のカバーになるのと、野菜の価格安定の掛金の農家負担がどうなるのか。今野菜だけを作っている農家は野菜の価格安定基金を頼りにという思考があると思うんですが、複合経営の農家にとってはどういう状況があるか教えていただいていいですか。

宇留嶋園芸振興課長 今御質疑のあった掛金の関係ですが、これはやっぱり品目とか経営規模によってかなり変わってきます。試算してみたんですが、一概には言えないところがあります。

収入保険については、一部掛け捨ての部分もあるので、例えば平均的な家族経営でねぎを作っている場合で試算してみると、必要な積立金については余り変わらない試算になったんですが、おっしゃるように収入保険制度については、野菜以外の複合経営だと全体的にカバーできるところがあります。

一方で、野菜の価格安定制度については、対象となっている野菜品目の複合経営をしている場合、この制度のメリットは出荷先、出荷地域、

例えば関東や関西、九州内の市場など地域別と、あとは月の10日ごとの平均価格が保証基準額を下回っているか下回っていないかで補填がされることで、かなり短いスパンでの価格変動に対応されるのが一つメリットかなというところ。

もう一つは、収入保険制度は保険期間が1年間ですね。個人だったら1月から12月、法人だったら会計年度になると思いますが、その保険期間が終わってから半年以内に保険料が支払われる制度になっています。価格安定制度については、平均価格が保証基準額を下回って、その出荷期間の遅くとも2か月以内には支払われるといった支払の早さのメリットもあるので、それぞれの経営で条件に照らし合わせて、どちらの制度がメリットがあるか御判断いただくことになると思っています。

守永委員外議員 なかなか経営する上では悩ましい課題であるので、その両者がうまく併用できる制度の改善に向けていろいろと提案していただければありがたいなと思います。またよろしくをお願いします。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、④から⑥の報告をお願いします。

山口農業成長産業化推進室長 資料の26ページを御覧ください。

大分県農業成長産業化推進本部の設置について説明します。まず1目的は、新たな農林水産業振興計画の着実な実行に向けて、目標の共有と緊密な連携のため、市町、農業団体、県とで新たに推進体制を整備し、一体となった取組により担い手と産地を下支えすることで、本県農業の成長産業化を目指すものです。

次に2概要ですが、まず体制については、県の農林水産部長を本部長とし、副市町長や農業関係団体の長を構成員に考えています。取り組む内容については、県内で共通する地域農業の持続的な発展に向けた喫緊の課題について議論し、課題解決に向けての基本的な方向性の確認や必要なシステム作りを行っていきます。

また、県推進本部とは別に市町ごとにも推進

本部を設置いただき、県推進本部の議題の協議に加え、地域特有の課題解決に向けた取組もお願いしているところです。

なお、農業団体と県とで設置している大分県農業総合戦略会議との違いについてですが、戦略会議は生産から販売における各段階のボトルネック解消に向けた取組が主体となり、短期集中県域支援品目の産地拡大や農協営農指導強化等に取り組んでいるところですが、県推進本部は地域農業の持続的発展に向けた取組として、担い手の育成・確保に向けた大規模園芸団地の計画的な整備や中山間地農業の振興策等について議論していきたいと考えています。

最後に、県推進本部の設立時期ですが、新たな農林水産業振興計画案を本議会で御承認いただき次第、早い時期に設置したいと考えています。

畑中地域農業振興課長 資料の27ページを御覧ください。

秋の恒例イベントとして定着している令和6年度の大分県農林水産祭について御報告します。本年度は、10月19日の土曜日と20日の日曜日に別府公園で農林部門と水産部門を合同開催する予定です。県としては生産者、県民、関係団体、行政が一体となって、県産農林水産物の良さや農山漁村の魅力を広く発信するとともに、消費が盛り上がるよう一層、農林水産業を元気づけていこうと考えています。

また、5同時開催イベントにあるように隣接の山の手中学校跡地において、第85回大分県畜産共進会も同時開催されます。この共進会は、繁殖雌牛の姿形を比較、審査し、改良の成果や飼養管理技術を競うもので、今回は57頭の出品が予定されています。委員の皆様にも是非御来場いただきますようお願い申し上げます。

田口森との共生推進室長 次に、令和6年度森フェスの開催について御報告します。資料28ページをお願いします。

県では、県民総参加の森林づくり運動を展開しており、その運動の一環として昨年度、子どもを主体とした森林・林業教育体験イベント森フェスを開催しました。

本年度も次代につながる森林づくりを推進するため、11月16日の土曜日に別府市の志高湖で令和6年度森フェスを開催します。

伐って使い、植えて育てる、森林・林業のサイクルが学べる体験活動として、子どもたちを主体とした育樹活動に加え、自然観察会や木材を使ったワークショップなどを行うことで、森林への興味や関心を高め、大分の森林・林業を守り育てる人材の育成につなげていきます。委員の皆様にも是非、御参加いただきますようお願い申し上げます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

二ノ宮委員 大分県農業成長産業化推進本部の設置についてお聞きします。

今度新しく、大分県農業総合戦略会議からこちらに変わったと説明が今あったんですが、なぜこういう新たな組織をつくったのかと旧組織でどうということが課題だったのかを教えてください。と言うのも、この戦略会議は4年目に入っていると思うんです。特になぜこれができたかと言うと、大分県農業非常事態宣言を発して、大分県の農業は大変だということで戦略会議ができたと思っています。これはあくまでもJA主導で、なかなかそれではうまくいかないのではないかと指摘をずっとしていたんですが、なぜ新たな組織をつくったか、そして旧組織でやっていけないかについて教えてください。

山口農業成長産業化推進室長 まず、大分県農業総合戦略会議は非常事態宣言を受けて設置しました。目的は生産者の所得向上と産地拡大で、農業団体主体の取組を強化するところに力点を置いています。例えば、短期集中県域支援品目の産地拡大やキャトルステーションによる増頭推進等、一定の成果は見えつつありますが、価格安定や産地拡大、気候変動対策などまだまだ農業団体主体の取組は終わっていないと思うので、大分県農業総合戦略会議自体はこの先も当面継続したいと思っています。それは農業団体主体の取組をまだ強化していきたいという目的があるためです。

一方、今回の大分県農業成長産業化推進本部については、やはり地域を熟知している市町と、その他もろもろの団体と地域農業、さきほどから出ている人口減少の時代に入って、地域や農地、担い手をどうするのかをやはり農業関係団体皆で同じ共通認識の下、取組をしっかりと進めていかなければならないということで、今回改めて大分県長期総合計画の策定を機に、連動した取組ができるように、この県推進本部を設置して取組をしていきたい趣旨の下、新たな組織を立ち上げようと考えました。

二ノ宮委員 ありがとうございます。これができたときに、人口減少とか農地をどうするかとか、今言った四つの理由は全然変わっていないと思うんですよ。簡単に言えば3年間、本当に大分県の農業をこれからどうするかが遅れたんではないかと私は思っています。

だから、あんなに非常事態宣言を大きく打ち上げながら、農業団体を主体とした大分県農業総合戦略会議を作ってしまった、本当はやっぱり今回できたような市町を挙げたものが、私は大分県農業成長産業化推進本部を早くつくってもらいたいと希望を持っていたし、これができたことによって、何か大分県の農業が今から変わってくるのではないかと希望は多く持っているんですが、やっぱり大分県農業総合戦略会議をつくった意味がなかったかなということです。大分県の農業をどうするか、大分県農業成長産業化推進本部で市町も一緒になり行政が中心となって、是非お願いしたいと思っています。

もう一つは、事務局が農林水産企画課から農業成長産業化推進室に変わったんですが、その辺も教えてください。

山口農業成長産業化推進室長 まず大分県農業総合戦略会議について、当初から農業振興をどうやっていくかについて主管課である農林水産企画課が担当しています。

今回、大分県農業成長産業化推進本部を立ち上げるにあたって、農業成長産業化推進室がそのかじ取り役を担う事務所掌としているので、今回から当室で担うことになります。

二ノ宮委員 今の取組の中の県内で共通する地

域農業の持続的な発展という言葉について、この地域農業とはどういうことを指すのか。

山口農業成長産業化推進室長 当然、中山間地農業も含めますが、県内の中山間地ではないところもあります。農業の成長産業化もありますし、農業・農村の持続的発展を目指す意味で、各地域でその在り方をこれからしっかり取り組みたいという意味で、地域農業としています。

二ノ宮委員 ありがとうございます。やっぱりこういう推進本部をつくってやらないと、大分県の農業はどうにもならないと思っています。大変期待していますので、よろしくお願いします。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は、御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

その他、執行部より何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員の皆様、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別がないので、これをもって農林水産部関係の説明を終わります。

委員外議員の皆様、執行部はお疲れ様でした。委員の皆様は、この後協議があるのでお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

井上委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査について事務局から

説明をお願いします。

〔事務局説明〕

井上委員長 事務局から説明がありました、委員の皆様から御意見はありませんか。

〔協議〕

井上委員長 それではそのようにします。

欠席や別行動となる場合は、早めに事務局に連絡してください。

次に、その他についてです。内容を事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

井上委員長 何か御意見はありませんか。

〔協議〕

井上委員長 それではそのようにします。

以上で、予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別がないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。